

入間市建築物耐震改修促進計画（原案）
 に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）までの期間で「入間市建築物耐震改修促進計画（原案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、3人の方から24件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	全体	<p>埼玉県では、現在「埼玉県建築物耐震改修促進計画」の改定案(令和8年～12年版)についてパブリックコメントを令和8年1月9日（金曜日）～令和8年2月6日（金曜日）の期間で募集中である。</p> <p>その結果を待たずに、入間市建築物耐震改修促進計画(原案)を提示し、パブリックコメントを求めたのは時期尚早と考える。同時に実施した理由はなにか？</p>	<p>令和7年度中に本計画を策定することを目標としていたため、今回の時期にパブリックコメントを実施しました。</p> <p>本計画案の策定につきましては、埼玉県と連携しながら作業を進めてきました。</p>
2	3ページ 1-2-1 被害想定 全体	<p>3ページには、「市内の被害が最も大きい地震として「立川断層帯地震（破壊開始点南）」を選定しており、本市における震度は5強から6強」との記載されている。</p> <p>従って、耐震性不足の建物に関して「震度6強、7程度の地震でも倒壊しない水準」であることが求められる新耐震基準まで耐震性を引き上げるこ</p>	<p>本計画は、旧耐震基準の既存建築物の耐震化を促進する計画であり、市民の生命と財産を守り、また、二次災害を防ぐために、新耐震基準まで耐震性を引き上げることを求めています。</p> <p>ご意見として承ります。</p>

		<p>とを要求するのではなく、「震度5強」と推定されている地区は「震度5強」で倒壊しない水準に、「震度6強」と推定されている地区は「震度6強」で倒壊しない水準に下げることにより、耐震性ありなしの判断を行い、耐震性改善の要不用の判断を行ったり、耐震性改善費用の削減を図ることにより、耐震化率を上げるという考え方は許されないのでしょうか？</p>	
3	<p>4ページ 1-4 対象建築物 (2)多数の者が利用する建築物</p>	<p>「多数の者が利用する建築物」 本案の対象である「(本案)表3に掲げる用途及び規模に該当する建築物」のうち市有建築物は、ほぼ目処がついた状態である。 従って、本来は本案の対象ではないが、小規模な「多数の者が利用する市有建築物」、すなわち表3の規模以下である市有建築物も新たに対象に加えることで、入間市は一步先んじてはどうか？ その根拠とする理由は、 1)耐震改修促進法では、住宅だけでなく小規模建築物も努力義務の対象であり、 2)「昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された建築</p>	<p>本計画の対象となっていない市有建築物についても、災害活動時の必要性等を考慮し、多数の者が利用する市有建築物の耐震化の考え方に準じて耐震化に努めます。</p>

		物・・・の耐震化を促進することで、地震発生時の被害を最小限にとどめる」という目的とも合致するからである。	
4	6ページ～9ページ 2-1 入間市の耐震化の現状 表4～表7	表4～表7 に関して (他の一部自治体で行っているように) 表中「耐震性あり」の欄を、「診断あり」と「改修実施」に分けたほうが説明しやすいのではないか。 すなわち、耐震診断の結果耐震性ありとなった件数と、改修により耐震性ありとなった件数を区別したほうが理解しやすい。	各表は、埼玉県建築物耐震改修促進計画と同様の表記としています。
5	6ページ 2-1-1 住宅の耐震化 10ページ 2-2 本計画における耐震化の目標	入間市建築物耐震改修促進計画(令和3年度～令和7年)版 表4「住宅の耐震化率の推移」では、令和3年の「耐震性なし」は4440戸である。 一方、入間市建築物耐震改修促進計画(令和8年度～令和12年)原案 表4「住宅の耐震化率の推移」では、令和7年の「耐震性なし」は4610戸である。 すなわち、「耐震性なし」が増えているのである。 普通は「耐震性なし」が大きく増えるとは考えられない。 従って、戸数の推定方法に問	住宅の耐震化率の算定方法は、国や県の算定方法を参考としていますが、採用する推計方法が変更になっているため、以前の数値も含めて数値変更になっています。このことを追記しました。 より実態を反映した算定方法を採用した結果であり、やむを得ないと考えています。

		<p>題があるとする。</p> <p>このように、信頼性が低い数値を基に耐震化率をうんぬんすることは無意味である。</p> <p>信頼性ある数値を基に、表8の目標達成度合いを判断すべきである。</p>	
6	<p>6ページ</p> <p>2-1-1 住宅の耐震化</p> <p>表4 住宅の耐震化率の推移</p>	<p>令和6年における市営住宅は、耐震設計基準が改正された昭和56（1981）年以前に建設された住宅は、56棟（90.3%）、250戸（70.2%）であり、その多くは木造、簡易耐火構造の住宅である。</p> <p>これらについての、耐震化計画も本案に明記すべきである。</p>	<p>本計画は、大きな方向性を示すものであり、個別の耐震化計画は示していません。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
7	<p>9ページ</p> <p>2-1-2-2 民間建築物</p>	<p>2-1-2-2 民間建築物</p> <p>表4によると、病院の耐震化が進んでいない。重点的取組が必要であるのではないかと。例えば、横浜市は「特に災害時の重要施設である病院は、専門家による相談体制を整備し、耐震化が実施されるよう取り組みます。」としている。</p>	<p>多数の者が利用する民間建築物は、所管行政庁が埼玉県となります。</p> <p>市は、所管行政庁である県と連携し、建築物の所有者への耐震改修の必要性を啓発するとともに、県が実施する各種支援・制度等の周知に努めます。</p>
8	<p>10ページ</p> <p>2-2 本計画における耐震化の目標</p>	<p>10ページ</p> <p>「2-2 本計画における耐震化の目標」には「おおむね</p>	<p>ご意見を踏まえて、「耐震化率について、95%を超え可能な限り100%に近づけるよう</p>

		<p>解消」という語句があるが、他の多くの自治体と同様に以下の説明を追記すべきである。</p> <p>「おおむね解消とは、95%から100%の間で、可能な限り100%に近づけるよう努めるもの」</p>	<p>努めます。」と追記しました。</p>
9	<p>10ページ 2-2 本計画における耐震化の目標</p>	<p>10ページ 2-2 本計画における耐震化の目標 入間市建築物耐震改修促進計画[令和3年度～令和7年度]において、令和7年度における耐震化の目標が示されたが、住宅と民間建築物に関して、本案 令和12年度における耐震化の目標 と同じ値である。</p> <p>特に、住宅現状の耐震率は令和元年92.37%、令和6年92.5%であり耐震率向上は微増であった。</p> <p>令和3年度～令和7年度で目標達成とはほど遠い結果となった理由の解明およびその反省は行っているのでしょうか？</p> <p>本案対策が実施されたなら令和12年度に達成できる目処はどの程度ありますか？</p>	<p>本計画は、国の基本方針、埼玉県建築物耐震改修促進計画及び現状の進捗状況を踏まえて目標を定めています。このことを追記しました。</p> <p>住宅の耐震化率の算定方法は、国や県の算定方法を参考としていますが、採用する推計方法が変更になっているため、以前の数値も含めて数値変更になっています。このことを追記しました。</p> <p>現計画（前計画）の推計方法で、令和6年度末の住宅の耐震化率を推計した場合、93.4%となりますが、いずれにしても、令和7年度末の目標である95%には至っていません。</p> <p>住宅及び多数の者が利用する民間建築物ともに、なかなか思うように耐震化が進んでいないのは事実ですが、今後も</p>

			耐震化の促進に努めていきます。
10	11ページ～15ページ 3-2 具体的な施策	<p>積極的に各種施策に取り組んでいても、それを地域住民の方々に理解されていなければ意味がありません。</p> <p>広報戦略としては正しい情報を提供するだけでなく、効果的な情報提供の方法を検討しなければなりません。</p> <p>自治体の広報活動は、ターゲットとなる年齢層や目的に合わせておこなわれるべきです。もし、高齢者向けの情報を提供したい場合にSNSを利用しても、効果的に情報が伝わるとは言いがたいです。</p> <p>また、目標が不明確な場合、広報活動の方向性が定まらず、結果として期待した成果を得ることが難しくなります。</p> <p>さらに、自治体が広報部門に対して適切なリソース(予算、人材、時間など)を割ける必要もあります。</p> <p>従って、情報提供の方法、それぞれの効果目標、リソース確保にも本案で触れて欲しい。それに触れなければ「促進計画」とは言えない。</p>	<p>ご意見のとおり、情報提供の方法等については、今後も研究していかねばならないと認識しています。</p> <p>記述内容の見直しは行いませんが、ご意見として承ります。</p>

11	<p>11ページ 3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>本案に於ける住宅の耐震化率の目標は、95%である。すなわち令和6から令和12までに1596戸も改修する(あらたな新築は無いとしてだが)目標となっている。実際には、宅地造成による新築分があるので少し低い値になる。いずれにせよ、かなりの数である。</p> <p>「3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組」には種々の取組が示されているが、漠然とした取組では労多くして効果は少ないと考えられる。</p> <p>市は住宅個々の建築年代を全て把握可能であるからして、対象を建築年代の古いものから、例えば、先ず1962年以前の2323戸から、次に1963～1971年の3722戸、というように倒壊危険性が高いと考えられる順に、しかも集中している地区から、優先順位を、すなわち詳細計画を策定して促進の取組を行なうようにしたほうが効率的かつ効果的ではないのか？</p>	<p>現状で実施可能な取組を示しています。</p> <p>しかしながら、新たな住宅の新築や耐震性がない住宅の除却を考慮しても、更なる住宅の耐震化の取組が必要であり、今後も研究していかねければならないと認識しています。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
12	<p>11ページ 3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>住宅に関して改修や建て替えを行わない理由について、アンケートは行ってますか？</p> <p>先ず、建築年が古い住宅を対象にアンケートを行った上</p>	<p>アンケートは行っていませんが、窓口対応時の聞き取りなどで、改修や建替えを行うことが困難な理由として、ご意見に挙げられたような理由が</p>

		<p>で、対策のウエイト付けを行って実施した方が効率的と考えます。</p> <p>多分、改修や建て替えを行わない理由として、戸建て住宅は「費用負担が大きい(お金がない)」「(高齢であり)立川断層地震が発生するかどうか判らないのに費用を掛けたくない」のほか、「大地震が来ても仕方がない」、「将来、相続をする予定がない」などが挙がると思います。</p>	<p>あることはお聞きしています。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
13	<p>11ページ 3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組</p> <p>下記について、目標を設定し予算を確保してはどうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断等費補助目標戸数 ・木造住宅の耐震改修工事費補助目標戸数 	<p>ご意見として承ります。</p>
14	<p>11ページ 3-2-1 住宅の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>11ページ</p> <p>「既存木造住宅耐震診断・・・広く市民に周知し、さらに住宅の耐震化を図ります。」の記載がある。</p> <p>一方、ホームページには例えば、</p> <p>「木造住宅の簡易診断」 ページid 0441 が記載されている。</p>	<p>市公式ホームページにおいて、個々のページのヒット数は把握しておらず、ページビュー数などは公開していません。</p> <p>なお、ご意見のとおり、情報提供の方法等については、今後も研究していかねばならないと認識しています。</p>

		<p>このページのヒット数、ページビュー、ユーザー数を教えてください。</p> <p>必要な人への周知度の判定の一つの指標になります。</p> <p>数値が低ければ周知度が低いことなので、対策が必要である。</p>	
15	<p>12ページ</p> <p>3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>12ページ</p> <p>「3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組」には、「緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化 本市は県と連携を図り、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う県指定の緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞するおそれのある建築物（図1）の耐震化の促進に努めます。」との記載があるが、該当建物の対象リストおよび耐震化状況、さらには耐震化計画の記載が全くない。</p>	<p>多数の者が利用する民間建築物の中に、県指定の緊急輸送道路沿道の建築物が含まれているため、「3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組」の中で、「緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化」について記載しています。</p> <p>県指定の緊急輸送道路沿道の建築物については、県と連携を図りながら、耐震化の促進に努めます。</p>
16	<p>12ページ</p> <p>3-2-3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進に関する取組</p>	<p>12ページ</p> <p>「県指定の緊急輸送道路」の文言がある。しかし、「市指定緊急輸送道路」の文言は無い。</p> <p>入間市には、「各地区の防災</p>	<p>市は、入間市地域防災計画において、緊急輸送道路を指定しています。</p> <p>本計画において、市指定の緊急輸送道路沿道の建築物について、記載を検討しましたが、</p>

		<p>関連施設を結ぶ市指定緊急輸送道路」は無いと考えて良いのか？</p>	<p>まずは、県指定の緊急輸送道路沿道の建築物を優先したいと考えています。</p>
17	<p>13ページ 3-2-4 その他の安全対策 (3)耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策</p>	<p>阪神・淡路大震災のような大規模地震が発生した時に、老朽化していた擁壁が崩壊すると、その上に建っている住宅に避難を必要とする被害をもたらしたり、道路を塞いで緊急車両の通行を妨げることにもなります。市内の擁壁の箇所数はどれくらいあるか、教えていただけないでしょうか？擁壁が崩壊して尊い命が失われることがないように、崩壊防止の改善工事を行う所有者に対して、工事費用の一部を補助する制度を新設してください。</p> <p>地震が発生した時に、家具の転倒により多くの命が失われたりする報告が後を絶たないことから、家具転倒防止金具を購入した人に対して、購入費用の一部を補助する制度を新設してください。</p>	<p>市内の擁壁のすべての箇所数は把握していません。 擁壁の崩壊防止の改善工事の補助制度や家具等の転倒防止の補助制度については、ご意見として承ります。</p>
18	<p>14ページ 3-2-4 その他の安全対策 (4)地震時の安全対策</p>	<p>14ページ 地震時の安全対策 市有建築物について、 ・エレベーターの閉じ込め防止対策</p>	<p>本計画は、大きな方向性を示すものであり、個別の実施計画は示していません。 ご意見として承ります。</p>

		<p>・天井等の墜落防止対策 に関しての実施状況を記載すべきであり、未完であればその実施計画が必要である。</p>	
19	<p>14ページ 3-2-4 その他の安全対策 (4)地震時の安全対策 エ) ブロック塀等の安全対策</p>	<p>14ページ エ) ブロック塀等の安全対策 (開発建築課) 埼玉県が公表している立川断層(南)地震発生時における被害予測、すなわち「市区町村別ブロック塀等の屋外危険物被害予測結果一覧表」において、入間市は、ブロック塀の倒壊2767箇所以外に、自動販売機倒壊が69件発生することが推定されている。 自動販売機についての、調査や指導などは行っていますか？</p>	<p>自動販売機についての、調査や指導などは行っていません。</p>
20	<p>14ページ 3-2-4 その他の安全対策 (4)地震時の安全対策 エ) ブロック塀等の安全対策</p>	<p>「本市では県と連携して、適切な役割分担のもと、避難路沿道等に設置されたブロック塀の安全性向上に取り組みます。」と記載しているが、下記の通り文章を追加したほうがよい。 「特に通学路の沿道に設置されたブロック塀については、通学路安全点検等を通じて小・中学校や教育委員会と情報を共有し、安全性向上に取</p>	<p>ご意見を踏まえて、「特に通学路の沿道に設置されたブロック塀等については、関係機関と情報を共有し、安全性の確保に努めます。」と追記しました。</p>

		り組みます。」	
21	15ページ 3-2-4 その他の安全対策 (4)地震時の安全対策 オ)新耐震基準の木造住宅への対応	熊本地震や能登半島地震では、1981年6月1日から2000年5月31日までに建築された新耐震基準の木造住宅にも、倒壊などの被害が確認されている。能登半島地震は元日に発生したことから、もしかしたら明日にでも「立川断層帯地震」が発生するかもしれない不安があるので、本市では、県と連携して、必要に応じて呑気に構えるのではなく、早急に新耐震基準で建築された木造住宅も、耐震診断・耐震改修等補助金制度の対象にしたほうがよい。また、1981年5月31日以前に建築された非木造住宅も絶対安全とは言えないので、耐震診断・耐震改修等補助金制度の対象にしたほうがよい。	新耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修等助成制度については、旧耐震基準の木造住宅の耐震化の進捗状況を考慮したうえで、検討したいと考えています。 旧耐震基準の非木造住宅の耐震診断・耐震改修等助成制度については、まずは、木造住宅の耐震化を優先したいと考えています。
22	全体	「入間市建築物耐震改修促進計画〔令和3年度～令和7年度〕」と本案「入間市建築物耐震改修促進計画〔令和8年度～令和12年度〕」との相違点について 表内の数値等以外は判りにくいので、相違点一覧および変更理由解説を巻末に添付して	今回の改定は、現計画（前計画）と比較して、根本的な大きな内容変更はないため、相違点一覧および変更理由解説は添付しません。 なお、住宅の耐震化率の算定方法は、国や県の算定方法を参考としていますが、採用する推計方法が変更になってい

		欲しい。	るため、以前の数値も含めて数値変更になっています。このことを追記しました。
23	全体	木造家屋が多く密集し、老朽家屋も散在し、狭あい道路および袋路状道路が分布している、東藤沢三丁目の一部と、東藤沢四丁目から八丁目を耐震改修重点地区に指定し、本案施策を集中させたほうが住民に危険度の周知ができ、効率的効果的に計画が進むのではないか？	ご意見として承ります。
24	全体	「入間市立地適正化計画」と本案「入間市建築物耐震改修促進計画」の協業関係は具体的にどのようなになっているのか？	「入間市立地適正化計画」(原案)における、取り組み施策として、入間市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化が記載されています。